

協議項目第1号

合併の方式について

合併の方式について提出する。

平成14年8月20日提出

上島合併協議会長 木下良一

合併の方式について
弓削町、生名村、岩城村及び魚島村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

平成 年 月 日確認

合併の方式について

【新設合併と編入合併の比較】

		新 設 合 併	編 入 合 併
定 義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって町村を置くことで町村数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の町村に編入することで町村数の減少を伴うもの。
法 人 格		新たに法人格が発生する。	編入する町村の法人格が継続する。
合併町村の名称		新たに制定する。	編入する町村の名称とすることが多いが新たに制定することができる。
事務所の位置		新たに制定する。	通常は編入する町村の事務所の位置となる。
町 村 の 長		合併関係町村の長は失職する。	編入する町村の長は変わらず、編入される（消滅する）町村の長は失職する。
議会の議員	原 則	合併関係町村の議会の議員は、失職する。合併町村の法定数による設置選挙を行う。	編入する町村の議会の議員は在任し、編入される（消滅する）町村の長は失職する。（合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）
	特 例	次のいずれかによることができる。 定数特例 設置選挙においては、法定定数の2倍までとする。 在任特例 合併関係町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるのは、最長2年間在任する。	次のいずれかによることができる。 定数特例 編入される合併関係町村ごとに選挙区を設け、その選挙区ごとに、人口に応じた定数を追加配分し、増員選挙を行う。更にこれに続く一般選挙においてもこの定数特例をとることができる。 在任特例 編入される町村の議会の議員で合併町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、編入する市町村の議会の議員の在任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数をとることができる。

		新 設 合 併	編 入 合 併
農業委員会の委員 (合併町村に一つの委員会を置く場合)	原則	合併関係町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は、すべて失職する。	編入する町村の委員はそのまま在任し、される(消滅する)町村の委員はすべて失職する。
	特例	合併関係町村の選挙による委員のうち、合併町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるのは、10人~80人の範囲で、1年間の間、在任できる。	編入される(消滅する)町村の選挙による委員のうち、合併町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、40人までの範囲で、編入する町村の委員の在任期間在任できる。
特別職の職員		合併関係町村の職員は、全員失職する。(新たに選任する。)	編入する町村の特別職の職員は在任し、編入される(消滅する)町村の特別職の職員は全員失職する。
条例・規則		合併関係町村の条例・規則は、すべて失効する。(新たに制定する。)	編入する町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)